

令和6年2月22日

各 位

新潟市水道事業管理者
水道局長 長井 亮一
(担当：総務部 経理課)

指 名 停 止 に つ い て

このたび、下記業者に対して、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領第2条第1項の規定に基づき指名停止の措置を行いましたので通知します。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
株式会社 斎藤電設 (カブシキガイシャ サイトウデンセツ) 主たる営業所 新潟市東区津島屋7丁目24番地1	令和6年2月22日～ 令和6年5月21日 (3箇月)

2 指名停止理由

市立保育園構内情報通信網設備整備工事の施工にあたり、アスベスト対策が必要であるにもかかわらず、十分な対策を行わなかった。

このことにより、アスベスト飛散の恐れから市立保育園5園が一時的に利用できなくなり、保育場所を変更しなければならない事態を生じさせた。

さらに、状況調査の段階においても、作業報告書に実際とは異なる内容が記載されているにも関わらず、「虚偽・偽りはない」「(実際には行っていない)簡易な養生と湿潤化作業を行った」といった誓約書を提出するなど、不正・不誠実な対応が続けられた。

このことが、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領別表第1第1号(虚偽記載)、第2号(過失による粗雑履行)、第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)及び別表第2第7号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、同要領第2条第1項に基づき指名停止を行った。